# 株式会社MARKIE 定款

# 定款

# 第1章 総 則

### (商号)

第 1 条 当会社は、株式会社MARKIEと称する。

### (目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1 インターネット広告の立案、企画、製作、運営、管理
  - 2 ホームページの立案、企画、製作、運営、管理
  - 3 各種広告物デザインの立案、企画、製作
  - 4 インターネットによる通信販売
  - 5 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府河内長野市に置く。

### (公告)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

# 第2章 株式

### (発行可能株式数)

第 5 条 当会社の発行可能株式の総数は、2,000株とする。

### (株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社 所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はそ の相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなけれ ばならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求すること ができる。

### (質権の登録)

- 第 9 条 当会社の株式につき質権の登録、変更を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当 事者が署名又は記名押印してこれを提出しなければならない。
  - 2. 前項の登録の抹消についても同様とする。

# (手 数 料)

第10条 前2条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

### (基 準 日)

- 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
  - 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役の過半数の決定によって、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。ただし、この場合には、その一定の日の2週間前までに公告するものとする。

### (届 出)

- 第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項 に変更を生じたときも、同様とする。
  - 2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

# 第3章 株主総会

### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、必要に応じて 臨時株主総会を招集するものとする。

### (招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。
  - 2. 株主総会においては社長たる取締役が議長となる。社長に事故があるときは、他の取締役が議長となる。
  - 3 . 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して、その通知を発することを要する。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。
  - 4. 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、 招集の手続を経ずに開くことができる。

### (決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使 することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 . 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をも って行う。

### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出し なければならない。

### (株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において 当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が、書面により当該提案につき 同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみな す。

### (株主総会への報告の省略)

第18条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項 を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示 をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録 に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

### 第4章 取締役

### (取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は1名以上とする。

### (取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
  - 2. 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

### (社長及び代表取締役)

- 第23条 取締役が1名のときは、その者を社長とする。なお、取締役が2名以上あるときは、株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名を選任する。
  - 2. 前項により選任された代表取締役があるときは、その者を社長とする。
  - 3. 社長は会社の業務を執行し、会社を代表する。

## (報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって定める。

# 第5章 計算

### (事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

### (剰余金の配当)

- 第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質 権者に対して行う。
  - 2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

# 第6章 附 則

# (設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金50万円とし、そのうち、 資本金を金50万円、資本準備金その他の額を0円とする。

### (最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成19年9月30日までとする。

### (設立時取締役)

第29条 当会社の設立時取締役及び代表取締役は、次の通りとする。

### (発起人)

第30条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が成立に際して引き受ける株式数並びに株式と引き 換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

# (法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社MARKIE設立のため、各発起人を代理して、行政書士実島誠がこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成 18年 9月 19日

発起人 皿岡 康志

⊞岡 直子

上記発起人の代理人 行政書士 実島 誠